

鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、市内に太陽光発電設備を設置する者が、災害の防止、環境及び景観の保全等に配慮するとともに、市及び地域住民等に対して事業計画及び事業内容を事前に明らかにするなど、地域住民等との合意形成に基づいた設置事業者による自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 太陽光発電設備

太陽光を電気に変換するための設備（土地に自立して設置するものに限る。）及びこれに付随するパワーコンディショナー、蓄電池及びその他の付属する設備をいう。

(2) 太陽光発電設備設置事業

太陽光発電設備の設置を行う事業（これに付帯する樹木の伐採、盛土、切土等の造形を含む。）をいう。

(3) 設置事業者

太陽光発電設備設置事業を実施し、又は実施しようとする個人または法人その他の団体をいう。

(4) 事業区域

太陽光発電設備設置を行うための一団の土地（一体として使用していると認められる土地を含む。）をいう。

(5) 地域住民等

ア 事業区域の敷地境界から概ね300メートル以内の居住者

イ 事業区域の敷地境界から概ね300メートル以内に存する地区を含む地域の自治会を代表する者

ウ 事業区域の敷地境界から概ね300メートル以内に存する土地又は家屋の所有者、または設置により騒音、反射光及び景観等の影響を受ける可能性のある者

(対象設備)

第3条 事業区域内の太陽光発電設備の出力の合計が20キロワット以上の太陽光発電設備を対象とする。

2 前項の出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。

(対象区域)

第4条 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(市の責務)

第5条 市は、このガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(設置事業者の責務)

第6条 設置事業者は、関係法令及びこのガイドラインを遵守し、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心に十分配慮するほか、地域住民等との良好な関係を保つよう努めるものとする。

2 設置事業者は、太陽光発電設備設置事業及び事業に関連する事故等が発生しないよう適切な安全対策を講ずるとともに、事故等が発生した場合は、直ちに対処できるよう十分な措置を講ずるものとし、また、太陽光発電設備設置事業に関して地域住民等から苦情等があったときは、地域住民等の理解を得られるよう、これに対応するものとする。

(事前協議)

第7条 設置事業者が太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該工事に着手する日の60日前までに事前協議申出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長と協議するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 地域住民等説明会報告書(様式第3号)

(3) 太陽光発電設備の解体・撤去・原状回復費用の積立計画書(様式第8号)

(4) 別表に定める図書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 設置事業者は、前項の規定により市長と協議した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、事前協議変更申出書(様式第4号)に前項各号に掲げる

書類のうち変更の内容を明らかにするものを添えて市長に提出し、市長と協議するものとする。ただし、市長が軽微な変更と認めるときはこの限りではない。

3 市長は、前2項の事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書（様式第5号）により、当該事業者に通知するものとする。

（説明会の開催）

第8条 設置事業者は、前条第1項の規定による事前協議申出書の提出をする前に、事業計画その他太陽光発電設備設置事業の実施に係る事項について当該事業区域の地域住民等に対し説明会を実施するものとする。

2 設置事業者は、前条第2項の規定による事前協議変更申出書の提出をする前に、協議した内容の変更に係る事項について、地域住民等に対し説明会を開催するものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更にあっては、この限りではない。

- （1） 太陽光発電設備の出力の縮小
- （2） 事業区域の面積の縮小
- （3） その他市長が認める軽微な変更

3 設置事業者は、第7条第3項による事前協議終了通知書（様式第5号）を受領後、工事に着手する前に再度地域住民等に対し説明会を実施するものとする。

4 設置事業者は、前3項の説明会において事業計画に対する要望、意見等があったときは、誠意を持って対応し、地域住民等との合意形成に努めるものとする。

（標識の設置）

第9条 設置事業者は、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に基づき、事業計画の内容を記載した標識を事業区域内の地域住民等が容易に視認できる場所に掲示するものとする。

（工事着手及び工事完了の届出等）

第10条 設置事業者は、第7条の規定による事前協議を行った太陽光発電設備設置事業について、工事に着手したときは工事着手届（様式第6号）を、工事を完了したときは工事完了届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、太陽光発電設備設置事業について、工事着手から工事完了までに期

間を要する場合において、必要があると認めるときは、当該設置事業者から工事の進捗状況に關し報告を求め、実施について調査することができる。ただし、事業区域に立ち入る場合は設備の管理者又は所有者の許可を得なければならぬ。

(太陽光発電設備の設置に慎重な検討が必要な区域等)

第11条 設置事業者は、次に掲げる区域等において太陽光発電設備設置事業を計画するときは、関係法令等を遵守するとともに、関係機関との調整を行うものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林及び地域森林計画の対象となっている民有林
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、千葉県文化財保護条例（昭和30年条例第8号）又は鎌ヶ谷市文化財保護条例（昭和51年条例第16号）に基づく指定を受けた文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地
- (6) 景観法（令和16年法律第110号）に基づく景観計画区域
- (7) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成等工事規制区域

2 設置事業者は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為、建築物の建築行為並びに道路、河川、法定外公共物等の占用等について、関係法令等を遵守するとともに、関係機関との調整を行うものとする。

(太陽光発電設備設置事業の実施に当たり配慮すべき事項等)

第12条 設置事業者は、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するため、当該設備の法定耐用年数に基づく事業計画期間を明確に定め、当該期間を通じて安全かつ適正に維持管理を行うものとする。また、事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について十分配慮するものとす

る。

(1) 防災及び安全

ア 盛土及び切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠及び法面排水等により、保護対策を講ずること。

イ 崖地対策

崖地の近隣に太陽光発電設備を設置する場合は、崖肩からの隔離、崖肩沿いの排水その他の崖地の崩落対策を講ずること。

ウ 湧水対策

湧水がある場合は、地下排水管の設置その他の適切な措置を講ずること。

エ 軟弱地盤対策

地盤調査を行い、必要に応じて地盤改良の実施その他の適切な措置を講ずること。

オ 土砂災害対策

土砂災害が発生するおそれのある地域に太陽光発電設備を設置する場合は、擁壁の設置その他の安全上適切な措置を講ずること。

カ 雨水排水対策

降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、事業前後の雨水流出量を算出した上で、排水路の改修、調整池の設置その他適切な措置を講ずること。

キ 火災対策

(ア) 太陽光発電設備からの火災の発生を防止するため、適切な設備設

計、施工及び維持管理を行うこと。

(イ) 火災発生時に迅速かつ適切に対応するために、消火設備の設置、非常時の連絡体制の整備、及び地域住民等への周知その他必要な措置を講ずること。

(ウ) 太陽光発電設備の定期的な整備や点検を行い、その結果を記録しておくこと。

ク 工事の施工に係る安全確保

(ア) 工事車両の通行及び工事の施工に当たっては、安全を十分に確保

し、本市又は地域住民等から安全の確保に係る要請があった場合はこれに誠意をもって対応するとともに、工事により道路破損等が生じたときは復旧を行うこと。

(イ) 工事中の土砂の流出及び粉塵の飛散を防止するため、必要に応じて排水処理施設、防塵網の設置その他の適切な措置を講ずること。

(2) 生活環境への配慮に係る次の事項

ア 騒音対策

工事車両の通行その他の工事の施工に伴う騒音又は振動について本市又は地域住民等から要請があったときは、適切な対策を講ずること。

イ 雑草対策

除草剤等を散布する場合は、散布の日時等の地域住民等への事前周知をするとともに、飛散を防止するための適切な措置を講ずること。

ウ 緩衝帯の設置

太陽光発電設備による騒音及び振動の影響を緩和するため緑地その他の緩衝帯を設けること。ただし、事業区域が農地の場合はこの限りでない。

エ 反射光対策

事前に地域住民等の理解を得るとともに、必要に応じて、低反射パネルの採用、太陽光パネルの傾斜を調整する等の対策を講ずること。

オ 不法投棄防止策

不法投棄を防ぐため、フェンス及び監視カメラの設置等の対策を講ずること。

(3) 景観への配慮

ア フェンス及び植栽等による景観への配慮を行うこと。

イ 太陽光発電設備の色彩等の工夫等による周囲の景観への配慮を行うこと。

(4) 生物多様性の保全

太陽光発電設備設置予定地及びその周辺における動植物の生息・生育環境の事前調査を行い、動植物の生息環境を脅かさないための措置を講ずること。

(太陽光発電設備設置後の適切な維持管理等)

第13条 設置事業者は、次に定めるところにより、太陽光発電設備の設置後は

適切な維持管理をし、災害、機器の故障等が発生した場合は適切な対処をするものとする。

- (1) 太陽光発電設備及び敷地については、定期的に保守点検を行うものとし、機器の故障その他の問題が発生したときは、直ちに対処し、適切な維持管理に努めること。
- (2) 落雷、洪水、台風、竜巻、積雪及び地震等が発生したときは、直ちに現地を確認し、機器等の異常又は太陽光発電設備に起因すると認められる異常が発見されたときは、直ちに適切な対策を講ずること。
- (3) 太陽光発電設備設置事業の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去及び廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）並びに環境省の太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインに基づき適正に処理し、特に以下の事項を遵守すること。
 - ア 廃棄物の削減及びリサイクルに努めること。
 - イ 設備の使用を終了したときは、速やかに当該設置区域の設備を撤去し、土砂流出防止及び植生回復等、周辺環境に配慮した原状回復を行うこと。
 - ウ 太陽光発電設備の解体・撤去・原状回復費用の積立計画書（様式第8号）に基づき、撤去及び原状回復に要する費用を積み立てること。

2 市長は、太陽光発電設備設置後の事業期間において、必要があると認めるときは、現地を調査することができる。ただし、事業区域に立ち入る場合は設備の管理者又は所有者の許可を得なければならない。

（周辺環境の考慮）

第14条 設置事業者は、太陽光発電設備設置予定地の周囲に存在する施設、活動及び自然条件等を十分に調査・確認し、当該環境から生じうるリスクを設計段階から考慮するものとする。

- 2 太陽光パネル及びその架台を台風又は強風に耐えることができる構造とし、事業区域周辺に被害が生じないようにするものとする。
- 3 ボールやその他飛来物が及ぶ可能性のあるスポーツ施設、公園及び歩行者通路等の周辺環境については、必要に応じて防護措置や適切な距離の確保を

講じるものとする。

4 前2項に基づく、通常考えられる配慮を怠ったことにより発生した損害について、当該設置事業者は自己の責任において対応するものとする。

(設置場所の制限)

第15条 設置予定地が次のいずれかに該当する場合は、太陽光発電設備の設置は行わないものとする。

(1) 森林、里山及び谷津等自然環境の保全上重要な地域

(2) 土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域等災害リスクが高い地域

(3) その他、市長が特に設置不適と認める地域

2 設置事業者は、前項に該当する可能性のある地域を事前に調査・確認し、適切な回避措置または代替地の検討を行うものとする。

3 本条が対象とする区域に設置された場合、設置事業者は自己の責任において是正措置を講じるものとする。

(譲渡に関する事前届出)

第16条

設置事業者は、当該太陽光発電設備を他の者に譲渡しようとするときは、譲渡の日の60日前までに、太陽光発電設備譲渡届出書（様式第9号）及び譲受人による太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン遵守誓約書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(報告)

第17条 市長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。その他、ガイドラインの運用に必要な事項は別途市長が定めるものとする。

附則

(施行期日等)

このガイドラインは、令和7年12月25日から施行し、同日以降に工事に着手する太陽光発電設備設置事業から適用する。

別表（第7条関係）

図書の種類	縮尺	備考
位置図	10,000 分の1程度	事業区域の位置を記入すること。
区域図	2,500分 の1程度	事業区域及びその周辺を明示すること。
現況・計画重ね図	2,500分 の1程度	地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の現況並びに事業区域内及び隣接地の地番、地目、地積及び所有者の住所氏名を記入の上、土地利用計画を重ねて表示すること。
実測図	1,000分 の1程度	事業区域境界を記入すること。
土地利用計画図	1,000分 の1以上	地形、事業区域、道路名称、太陽光発電設備、排水施設、植栽及び柵等の計画を記入すること。
土地造成計画平面図	1,000分 の1以上	事業区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置、地盤高等を記入し、切土又は盛土を色分けすること。
土地造成計画（断面図、横断図）	1,000分 の1以上	切土又は盛土をする前後の地盤高及び計画高を記入し、切土又は盛土を色分けすること。
排水施設計画図	1,000分 の1以上	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及び放流先までの排水施設、経路、排水施設の構造等を記入すること（土地利用計画図で記入している場合は不要）。 事業前後の雨水流出量の算定資料を添付すること。
事業区域の土地の登記事項証明書		事前協議申出前3か月以内のもの

公団の写し		事前協議申出前3か月以内のもので、事業区域内及び隣接地の地目、地積及び所有者の住所氏名を記入すること。
法人の登記 事項証明書		設置事業者が法人の場合
太陽光発電 事業実施工 程表(任意書 式)		住民説明会、事前協議申出、工事着手、工事完了、発電事業開始及び発電事業終了等の工程を記入すること。
事業区域の 現況写真		カラーで印刷したもの
関係課等と の打合せ報 告書(任意書 式)		事前協議申出前に、関係課等との打合せを行った日時、担当者名及び打合せ内容等を記入すること。
関係法令等 による許認 可等の手続 状況報告書 (任意書式)		太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、法令等による許認可等の手続の申請状況等を記入すること。

様式第1号（第7条関係）

事前協議申出書	
年 月 日	
鎌ヶ谷市長	
住 所	
氏 名	印
電話番号	
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン第7条第1項の規定により、次のとおり協議します。	
事業名	
事業区域の所在地	鎌ヶ谷市
事業区域の面積	m ²
発電出力量	kW
工事施工者	住 所 氏 名 電話番号
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)

※添付書類

鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン第7条第1項各号に規定する書類を添付すること。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

事 業 計 画 書

事業名	
設置事業者住所	
設置事業者名	
設置事業者代表者名	
設置事業者連絡先	
設計者名	
事業区域の所在地	鎌ヶ谷市
計画期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
事業区域の面積	m ²
発電出力力量	kW
想定年間発電電力量	kWh
太陽光発電設備の高さ	m
接続道路名及び幅員	道路名 幅 員 m
森林伐採の有無	無・有（保安林・民有林・それ以外） 伐採規模 m ²
埋立ての有無	無・有（農地・それ以外） 埋立規模 m ²
雨水排水方法	放流先：無・有（河川・排水路・それ以外） 排水方法：
関係法令等の手続き	
管理事業者名及び連絡先 ※設置事業者と異なる場合は必ず記入すること。	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

地域住民等説明会報告書

鎌ヶ谷市長

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

地域住民等説明会を開催したので、次のとおり報告します。

事業名	
事業者名	
事業区域の所在地	鎌ヶ谷市
開催日時	年 月 日 (回目) 時 分
開催場所	
開催周知方法	ポスティング・その他()
開催周知範囲	
説明者	
参加者	
説明の内容	
地域住民の意見・要望等の内容	
意見・要望等に対する回答の内容	

様式第4号（第7条関係）

事前協議変更申出書

年 月 日

鎌ヶ谷市長

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン第6条第2項の規定により、下記事業の変更について次のとおり協議します。

記

当初協議	第 号	
	年	月 日
事業名		
事業区域の所在地	鎌ヶ谷市	
事業区域の面積	m ²	
発電出力量	kW	
変更内容	内容	変更前

※添付書類

鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン第7条第1項各号に規定する書類のうち、変更に係るものを添付すること。

様式第5号（第7条関係）

第 号 年 月 日	
様	
鎌ヶ谷市長 印	
事前協議終了通知書	
次のとおり事前協議が終了したので、鎌ヶ谷市太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン第7条第3項の規定により通知します。	
事業名	
事業区域の所在地	鎌ヶ谷市
事業区域の面積	㎡
発電出力量	kW
市の意見	

様式第6号（第10条関係）

工事着手届

年 月 日

鎌ヶ谷市長様

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号にて事前協議終了通知のあった
下記事業について、鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラ
イン第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

事業名	
事業区域の所在地	鎌ヶ谷市
工事施工者	住 所 氏 名 電話番号
工事着手日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
発電事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)

添付書類：工事工程表

様式第7号（第10条関係）

工事完了届

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号にて事前協議終了の通知のあつた下記事業について、鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

事業名	
事業区域の所在地	鎌ヶ谷市
工事施工者	住 所 氏 名 電話番号
工事着手日	年 月 日
工事完了日	年 月 日
発電事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)

添付書類：工事前、工事中及び工事後の写真

様式第8号（第7条・第13条関係）

太陽光発電設備の解体・撤去・原状回復費用の積立計画書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

令和 年 月 日に設置した太陽光発電設備が適正に廃棄できるよう、以下のとおり廃棄費用を試算しましたので、これを解体・撤去・原状回復費用の積立計画書とします。

太陽光パネル容量	kW
事業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
廃棄時期までに必要な積立費用（総額）	万円
1年あたりに必要な内部積立費用	万円

様式第9号（第16条関係）

太陽光発電設備譲渡届出書

年 月 日

鎌ヶ谷市長様

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、太陽光発電設備を譲渡いたしますので、本市ガイドラインに基づき届け出ます。

1 謾渡の内容

設備の所在地	鎌ヶ谷市
設置容量	kW
譲渡予定年月日	年 月 日
譲渡先の氏名（法人名）	
譲渡先の電話番号	

2添付書類

- 太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン遵守誓約書
(様式第10号)
- 設備の位置図
- その他()

備考：届出は譲渡日の60日前までに行うこと。

様式第10号（第16条関係）

太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン遵守誓約書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

このたび、下記の太陽光発電設備を譲り受けるにあたり、「鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」の内容を理解し、その趣旨に基づき、適正に管理・運営を行うことを誓約します。

設備の所在地	鎌ヶ谷市
設置容量	kW
譲受予定年月日	年 月 日

※本誓約書は、太陽光発電設備譲渡届出書（様式第9号）に添付して提出してください。